

平成 30 年度 救護施設千里寮事業報告

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1, 当年度事業計画関係

生活保護法及び、当法人の理念と基本方針、当施設の平成 30 年度事業計画に沿い、地域での自立生活を目的とした循環型セーフティネット施設として機能するために、地域生活移行支援や就労支援に取り組みました。

2, 中長期計画

運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みました。

II 事業報告

1, 重点項目 ※単年度運営指針に対する成果

平成 30 年度における社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書を踏まえ、以下の取り組みを重点的に行いました。

1. 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービス提供を実現するため、個別支援計画の策定と実際の支援に求められる技術の一般的なスキルアップを図りました。
2. 法人全保護施設の総合入所受付・相談窓口の設置により、福祉事務所ケースワーカーとの連携を深め、法人保護施設入所及び地域移行の効率化をすすめました。
・平成 30 年度入所受付件数 62 件
3. 生活習慣病予防等の取り組みを強化するとともに、後発薬品の使用促進と頻回受診の抑制に努め、医療扶助費の適正化に協力しました。
4. 「地域における公益的な取組」の要件緩和に伴い、地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、法人・施設の存在意義を高めるため、地域との連携を図りニーズ把握に努め、地域公園の清掃活動や夏祭りへ店舗出店を行いました。

千里ファームへは、近隣の園児等を招待し農作業の体験を行っていただきました。

5. 地域の社会福祉協議会等の関係機関と協働し、生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・認定就労訓練事業をさらに推しすすめました。
6. キャリアパス制度構築に則り、職員一人ひとりの成長に向けて個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめました。

2, 地域移行支援の推進

循環型セーフティネット施設として、自立支援機能の一層の強化を図り、他法他施策による支援への

連携を深め、地域生活移行を積極的に進めました。

【居宅生活訓練事業】

平成 30 年度は 7 名が居宅生活訓練に参加し、内 5 名が地域移行しました。1 名の地域移行が難しく施設生活に戻っています。1 名は訓練を継続中です。救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行いました。

概要 訓練棟 吹田市津雲台に 3 部屋／3 名を対象とする。

訓練期間 6 ヶ月（最大 1 年）

【保護施設通所事業】

平成 30 年度は 13 名が居宅移行と同時に通所事業を開始しました。救護施設退所者を当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援しました。

内容「通所訓練」施設通所による、生活指導及び就労指導等

「訪問指導」居宅等へ訪問による生活指導等

【地域生活への移行促進】

単身での地域移行が困難な利用者については、様々な状況を考慮し、利用者の意向を反映させた上で地域にある支援付き住宅やグループホームへの移行促進を図りました。また、老人施設への移行も踏まえ法人内の施設とも連携を図りました。

3, 個別支援

適切なサービス提供を行うために、利用者個々の状態を正しく理解し、本人の意向を尊重した支援を心掛け、利用者の個々の状況に応じた支援を行いました。

【個別支援計画】

利用者の希望・要望を実現するために、利用者とは面談を重ね作成しました。支援計画の策定には担当者を中心に専門職や外部の関係者も招きカンファレンスを行いました。

（重点項目）

個別支援が中項目から大項目に昇格したことに伴い、当施設でも重点項目と位置付け、従来の方法の見直しも含めてチェック体制を明確に行いました。

4, 日常生活自立支援

常に個々人の有している能力の維持・向上ならびに長所に目を向け、過剰介護の防止に努めました。

また、地域生活への移行に向けて阻害要因解消の支援についても、専門職としての果たすべき意義と考え、支援しました。

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うことが出来るよう支援しました。

【日常的な支援】

食事・入浴といった人が家庭や社会で生活していくために毎日行うべき基本的な動作で支援を必要とする場合、利用者の障がい状況や特性を把握し個別支援計画の内容に沿った支援を実施しました。

【苦情解決】

職員と対等な関係のもとで、施設に対する意見や苦情を幅広く伝えられるように、施設内に意見箱を設置し、利用者からの苦情を円滑的に取り入れるようにしました。苦情解決の方法として担当職員を設け、あるいは第三者機関を設置して、苦情解決のための体制づくりを行い、利用者本位のサービス改善と向上に努めました。

・平成30年度苦情件数 50件

【業務の効率化】

①支援ソフトの活用

職員による利用者支援の情報共有を行い、個別支援計画作成やケース記録作成、預かり金管理等で業務の効率化を図りました。また、リスクマネジメント等について統計を取ることで、今後の利用者の支援に活かしています。

その他、法人救護施設共通掲示板の活用により法人内救護施設における情報の共有化を図りました。

②業務内容の随時見直し

日常業務に於いて常に課題や問題点を考えていき、様々な支援が実施出来るように日課及び支援方法について検討を行い、より効率的かつ効果的な業務となるように随時見直しを行いました。

5、社会生活自立支援

利用者の社会的なつながりを維持・回復し、地域移行後も地域社会の一員として充実した社会生活が送れるよう、コミュニケーション力の向上と社会参加を目指した支援に積極的に取り組みました。

【レクリエーション・クラブ活動】

生活の活性化を図るために様々なレクリエーション活動に取り組み、そのレクリエーションにおいては精神作用や身体作用の他、付加価値と利用者の特性を考えて安全に楽しく実施できるよう努めました。

また、日々の生活の中で楽しみながら、相互に学べる場として利用者自身が発案・計画し実施できるような体制を整え、利用者主体のレクを随時実施しました。

今後も利用者ニーズを基に、新規設立や休止など

には柔軟に対応していきます。

※レクリエーション実施状況

施設外活動

観桜会(4月)	42名
お笑いなにわ祭り(6月)	54名
林間学校(法人合同行事)(7月)	47名
全盲ブルースマンコンサート(7月)	7名
北千里地区敬老会(8月)	3名
大阪救護施設合同文化事業(11月)	11名
野外生活訓練(11月)	44名
初詣(1月)	6名
観梅会(3月)	28名
誕生者外食会	※毎月実施

施設内活動

夏の集い(8月)、敬老祝賀会(9月)、千里祭(10月)、年忘れ会・クリスマス会・餅つき(12月)、新年祝賀会・新春ゲーム大会・書き初め大会・カラオケ大会(1月)、豆まき(2月)、清掃作業従事者懇談会(3月)

※クラブ活動実施状況

地域美化運動	計40回	192名
健康クラブ	計34回	299名
パフォーマンスクラブ	計44回	430名
文化クラブ	計43回	365名
歌謡クラブ	計52回	913名
映画上映会	計54回	930名
		※人数は延人数

【家族等との連携・交流】

利用者とは家族等との関係が希薄なものとならないように、調整・関係修復を図り、定期的に電話連絡を行うなど家族の意向を伺い交流を進めました。実施機関へも定期的に報告することで連携をとりながら、支援を行いました。

6、就労自立支援

精神的・身体的機能回復や社会復帰に不可欠な社会的適応能力の回復を目的として実施していきましました。これらは日課のリズムを整え、規則正しい生活習慣を身につける役割も持ち、生活の活性化や外部就労への動機付けの向上を図るといった役割も担っており、それを目的とした支援を実施しました。

【施設内作業訓練】

障がいの程度あるいは利用者の特性に応じた作業訓練(内職作業・清掃作業)を段階的に実施しました。これは、施設内での就労準備や就労訓練(中間的就労)として位置づけ、様々な自立へ向けた支援の一つとしています。

【外部機関との連携】

ハローワークやジョブコーチ等の有効活用、就労施策や制度を活用し、効果的な広域の就労支援を行いました。

(重点項目)

法人の総合入所受付・総合窓口を通じて福祉事務所ケースワーカーとの連携を深め、入所者の確保及び地域移行の効率化を図りました。

7, 危機管理

平成30年度は大阪北部地震を始め豪雨、台風被害など災害が発生。中でも、台風21号時は施設機能に被害を及ぼす事態となりました。利用者の生命はもちろん、心身の安全・安心を守ることに加えて、施設周辺地域の住民が安心して生活できるようBCPの作成に着手しました。(別紙参照)

【リスクマネジメント】

リスクは発生しうるものという前提に立ち、より質の高い施設サービスを求めるため、KY活動によるリスク要因の収集に努め、事故分析などによる迅速な改善策の実行や業務マニュアルの見直しなど改善に努めました。

・平成30年度事故及びヒヤリハット件数 90件

【防災対策】

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めました。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行いました。

年間12回(毎月1回)の災害避難訓練等を実施して様々な状況(火事・地震・夜間・津波等)でも安全に確実に避難誘導できるよう訓練を実施しました。

【防犯対策】

不審者の侵入を未然に防止するために、職員の巡回の励行、施設設備の整備・施錠の日常点検に努め、また、職員等による緊急時の対応体制の整備や地域の関係機関との連携を強化し、利用者の安全確保に努めました。

8, 健康維持管理

利用者の健康を維持することは、施設生活を送り、自立を目指す上で欠かすことは出来ないと考え、利用者の意向に沿いながら日常生活が活性化できるように取り組みました。(別紙参照)

【食事・栄養サービス】

生活の中で食べることは大きな楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考え、雰囲気気を配り、四季折々に季節感ある食事や行事に伴う特別な献立を用意し、嗜好調査を定期的実施して常に利用者の意見を取り入れるよう努めました。また、複数

の中から選択可能なメニュー作りを強化し、食への興味付け並びに楽しみを演出しました。健康の増進・体力の維持向上を図りながら正しい食生活のあり方を理解してもらうとともに安全で楽しく豊かな食事の提供に努めました。

【保健・医療サービス】

春季と秋季に全員の健康診断を実施して、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科・精神科医による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行いました。

利用者の自主性を妨げることなく通院の介助や服薬を施設管理とする場合もありますが、最終目標はいずれも自己通院・自己管理です。

また月1回保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施しています。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

(重点項目)

体重測定や血圧測定などで生活習慣病を察知し、必要であれば助言や指導を行い、受診時での後発医薬品使用、頻回受診を抑制するよう努めました。

【感染症対策】

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、感染症対策のマニュアルを策定し、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本に消毒の徹底を行い、特に冬期のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めました。平成30年度のインフルエンザ感染利用者は0人でした。

9, コンプライアンス(法令遵守)による高い信頼性の確保

各種法令・指針(社会福祉法、生活保護法、個人情報保護法、虐待防止法、労働基準法、労働安全衛生法など)に定められている事項を熟慮し、情報収集を強化、また、今求められている施設像の把握に努め、福祉施設としてのあり方に常に敏感な体制を保持しています。継続してコンプライアンス(法令遵守)による信頼性の高いサービスの確保が、透明性のある施設運営の第一歩という認識として取り組みました。

【個人情報保護】

個人情報保護に関しては、当法人の「個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)」及び「個人情報保護規程」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底しています。

【虐待防止】

虐待とは、利用者に対する不適切な言動や、利用者の心を傷つけるもの、また犯罪行為となるもので、幅広いものと捉え、常に利用者の立場にたつて

利用者が身体的、心理的な苦痛等を感じることはないように努めています。それには職員一人ひとりの意識の向上が不可欠であり、研修や会議の場で議論を行い、職員の意識向上に取り組みました。

【プライバシー保護】

利用者の「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保護されるよう、設備面での配慮や職員の知識の向上を積極的に取り組んでいます。

【人権への配慮】

利用者個々の障がいに関係なく、利用者の人権や権利擁護の視点に立ってサービスを提供し、施設内外の研修も活用しながら人権侵害などが絶対に起こらないように周知徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにしています。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成年後見制度」、「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っています。

10. 情報公開

情報公開については、施設の活動状況が地域住民などに理解してもらえるよう、ホームページや広報誌などにて日常生活及び支援の様子、苦情解決状況やリスクマネジメント結果、財務情報など施設運営面まで積極的に情報発信しました。

【ホームページ】

常に内容の充実を図りつつ、できる限り情報を広く一般に開示することで、施設運営の透明性を高める目的で施設のホームページを運用しました。
(<http://senriryo.jp/>)

【広報誌】

地域や利用者家族向けに、施設での生活状況を掲載し、定期的に（年4回）発行しました。

11. 地域における公益的な取り組み

地域福祉ニーズの把握を行い救護施設の運営で培ったノウハウを活かし、地域で障がいや生活困窮等の様々な課題を抱える方々への相談や支援を通じて、地域へ貢献できるよう活動を行いました。

また、全国救護施設協議会の「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」について、さらにその達成度を高めています。（別紙参照）

（重点項目）

要件緩和に伴い、地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、用心・施設の存在意義を高める。

【総合福祉相談窓口】

サテライトに設置している総合福祉相談窓口にて専任の職員を配置することにより活性化を図り、地域社協、近隣自治会、福祉委員等と連携し、生活困

窮者等について困りごとや福祉に関する問い合わせや相談に対応しました。

・平成30年度相談件数 9件

相談窓口連絡先：06-7897-8575

【一時生活支援事業】

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行いました。

・平成30年度実施件数 4件

【体験入所】

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設けました。施設的环境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図りました。

・平成30年度実施件数 1件

【就労訓練事業】

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行いました。

・平成30年度受け入れ件数 8件

【就労準備支援事業】

就労に向けた準備として基礎能力の形成からの支援を実施。就労体験等を通じた訓練、生活習慣確立のための指導や地域活動への参加等就労に向けた準備を行いました。

（重点項目）

地域社協等関係機関と協働し、生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・認定就労訓練事業をさらに推し進めていきます。

【居住者支援事業】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、直面している困難を踏まえた個別支援を実施し、住居の確保を行いました。

【生活困窮者自立支援事業への取り組み】

【学習支援事業】

今年度の実績は0件でした。

子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常生活習慣、居場所づくり等子どもと保護者の双方に必要な支援を出来る範囲で行います。

・学習環境の提供（勉強スペースとしての空き部屋の開放）

【家計改善支援事業】

今年度の実績は0件でした。

生活困窮者が自ら家計を管理できるように相談支援を行います。必要に応じて関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

【指定避難所（津波避難所）】

平成31年1月より千里寮が福祉避難所に認定されており、2月には連絡会議にも参加しています。吹田市で福祉避難所に認定されている施設で、順番に避難所開設訓練を実施するので、当施設も来年度中に実施の検討を行っていきます。

12, 施設機能の開放

施設利用者の生活の自立を促進するために、社会関係の拡大を図るとともに施設自身を地域の福祉資源のひとつとして捉え、地域に根ざした活動を行っています。施設の設定・機能を地域住民や地域の学校などに積極的に開放し、交流・教育を通して地域住民も施設の運営に参画し、施設利用者と地域の生活ニーズを守り高めていくよう取り組んでいます。

【実習生の受け入れ】

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要です。その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れています。また実習指導者としての適切な知識・技術の習得を推進しています。

【ボランティアの受け入れ】

定期的なボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会が増加しました。諸団体・グループとの関わりもあり、長期的には日常的な受け入れができるような関係づくりを目指していきます。

【退所者の生活援助】

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、対象者の来所、電話、訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行いました。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

【地域との連携】

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に協力していきます。また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行いました。今年度の実績として、消化器の取り扱い研修会と、AED 研修会に地域の方からの参加がありました。

13, 外部評価への取り組み

組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部や内部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。

【第三者評価及び自己点検】

30 年度は第三者評価の受審に至りませんでした。よりよいサービス提供が行えるように定期的に

自己点検を行い業務の見直しを始め、サービスの維持・向上に努めました。

受審証明書有効期限：平成31年11月29日

【外部監査】

会計監査法人による外部監査を実施し、施設会計の透明性を確保し社会的信頼を確保しています。

【内部監査】

法人内各施設において法人内連絡会議や救護施設長会議、法人内主任会議を通じて施設の運営状況の確認を行い相互啓発に努め、事業の透明性を確保し社会的信頼を確保しています。

14, 職員に関すること

施設職員として、利用者と信頼関係を結び、円滑にコミュニケーションをはかりながら利用者の心身の状態やニーズを適切に把握できる事が重要と考えています。また、チームとしてのアプローチがなければ継続的な支援は困難を極めます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという認識のもと、専門職である一方、施設運営面をも踏まえた組織人としての調整能力を持った職員を求めています。また、内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、施設サービスの向上に繋げています。

職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、目標を持って自己啓発に努める人間的成長を期待し、気持ちよく働ける職場作りを行っています。

（重点項目）

キャリアパス制度に則り、職員一人ひとりの成長に向けて個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめています。

【人材育成】

内部・外部研修を活用し、介護福祉士や社会福祉士など有資格者集団を目指すことで、個々人の能力の底上げを行い、職員の自己啓発力向上のため、法人意向調査や施設長面接などを活用し、資質向上に努めました。

【研修】

福祉施設の職員としての理念・倫理の醸成のため自発的な学習を奨励し、段階的に外部研修へ参加するとともに、内部研修を充実させ人権擁護等や福祉サービスの充実を図ります。また、専門的な知識の充実を図るために適切な資格取得を奨励援助し利用者支援の向上に努めます。OJT・Off-JTを使い分け、常に業務改善意識を持った職員育成を行いました。

①プリセプター制度

新任職員の育成に重点を置き、先輩職員による業務指導を始め、様々な側面での精神面のサポートを

行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めました。

②階層別研修

初級職員・中級職員・監督者・管理者の4つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職位に必要とされる知識の向上に努めました。

尚、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加しています。

③施設内研修（職員研修会）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして福祉サービス提供に対する役割の自覚等の研修学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施や、人権・虐待防止といった権利擁護に関わる研修を実施しました。また、大阪市から心理判定職員を招き、心理判定の仕組みや効果、支援への活かし方について研修を行いました。（別紙参照）

上記を含めて年17回の施設内研修を行いました。

【諸会議】

①職員会議（毎月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催し、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場作りをしています。職員会議は施設運営上の基幹となる会議であり、実質的な内容を伴ったものとして、月1回開催しました。

会議のテーマは、次の5つを中心としています。

- I. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
- II. 施設運営（サービス全体について）
- III. 各部署からの報告（保健・栄養・各種委員会等）
- IV. 施設長の考え、方向性の確認
- V. その他、緊急課題

②職員研修会（毎月1回）

職員の資質向上と問題意識の整理、そして社会福祉の最新情報の提供、施設内サービス、ケアの向上に関する技術や理論の習得を通して、実践に活かしました。

③主任会議（毎月1回）

事業計画や職場運営、利用者へのサービス向上等の方向性を協議し、職員会議に諮ると共に緊急的な職場運営やその他の課題に対しても協議を行いました。

・拘束虐待禁止

利用者への行動の制限や虐待など基盤整備を行い、拘束虐待禁止に努めました。

④防災会議（毎月1回）

利用者の生活の安全確保のために、防災対策の認識と問題点の解決について検討協議をしました。

⑤給食会議（毎月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、より良い食事サービスについて検討しました。

・食中毒予防

施設内における食中毒の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行いました。

⑥調理勉強会（毎月1回）

調理員全体の技術向上のため、課題を設定し、それに沿って勉強会を開きました。

⑦医務会議（随時）

医療サービスに関する全般的な意見交換、調整を行い、利用者の健康管理について検討しました。

・感染症予防

施設内における感染症の予防策や発生時の対応について必要事項の整備等を行いました。

⑧ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティングを、その後に各階別のミーティングを実施。日常に生起するサービスやケアの諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底・情報の共有を図りました。

⑨法人内施設連絡会議（随時）

法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討しました。

⑩事業部長会議（随時）

生活福祉事業部、介護保険事業部における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行いました。

⑪生活福祉事業部会議（毎月1回）

事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討しました。

⑫法人内主任会議（隔月）

救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討しました。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図りました。

尚、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行うために検討を行いました。

⑬法人内栄養士会議（隔月）

利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行いました。また、安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防に取り組んでいます。

⑭法人内事業計画策定委員会（随時）

法人の「理念・基本方針」や社会福祉情勢の動向を把握する中で、策定委員会を設置し全職員参画により検討しています。予め策定スケジュールを定め、計画・実行・評価・見直しを行い、事業計画書作成のプロセスを検討しました。

⑮法人内キャリアパス委員会（隔月）

職位や職務に就任するために必要な業務経験とその順序や配置異動のルートを設定し、人材育成・確保のため制度を構築しました。

⑯法人内マニュアル委員会（隔月）

事業部の施設運営・支援サービスの統一化を図るため、マニュアルの整備・検討を行いました。

⑰生活援助委員会（毎月1回）

生活向上、マニュアル、サービス検討、感染症予防、企画、衛生の各委員会を設置し、月1回検討を行いました。

I. 生活向上委員会（月1回）

・苦情解決

利用者からの苦情を聞き、その問題を解決して、より良いサービスの提供を検討しました。

・生活環境（緑化・営繕・畑も兼務）

施設内及び施設周辺の環境整備、衛生維持を行い、利用者の快適な生活環境作りに取り組みました。地域公益事業（活動）の一環として、地域美化運動の計画及び実行を行いました。また、ベランダ緑化の計画及び実行を行いました。

II. マニュアル委員会（月1回）

・サービス評価基準検討

救護施設サービス検討基準を基軸としたシステムづくり、システム改定を行いました。

・事故防止対策

ヒヤリ・ハットにて情報の収集を行い、未然に防止できた事故や起きた事故等のリスクを類型化したうえで、介助方法や設備面等の改善を行いました。

・第三者評価

次回の第三者評価受審のための必要事項の整備等を行いました。

III. 個別支援委員会（月1回）

・サービス検討

処遇困難な利用者のサービスに関する全ての問題を協議し、職員全体で対応方法を共有化しました。

・個別支援計画

個々の利用者に対して、個人を尊重し、その有する能力に応じた有意義な施設生活を営むことができるよう支援内容を計画し、モニタリングや見直しを行い、個別の支援を提供していきます。また、「日常生活自立」、「社会生活自立」、「就労自立」を目標とした自立を促進し、個々の状況に応じて、生活課題に取り組む、多様な支援プログラムを開発・

準備し、重層的な自立支援も行っていきます。

IV. 企画委員会（月1回）

・広報

利用者にわかり易く施設行事やお知らせ、社会資源の活用法等を掲示物や集会、施設だよりを介して、情報発信を行うと共にホームページの更新をこまめに行い対外的に情報公開を行いました。

・行事

年間行事計画を基に、その行事の計画・立案・調整・募集・報告・見直し等を行いました。

V. 衛生委員会（月1回）

労働者の健康障害防止の基本対策等を調査・審議することが義務付けられており、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関することの審議を行いました。

（「委員会一覧表」参照）

【福利厚生】

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めました。

15. 平成30年度の数値目標

【利用者サービス】

① 地域移行率を上げる

地域移行者33名です。また、入所時から個別支援計画に沿って地域移行を目標とした施設生活を送ってもらい、居宅生活訓練事業及び、通所事業を利用し地域生活にスムーズに移行できるようにしています。

就労支援の充実を図る

施設内作業のメニューを充実させ、就労訓練（いわゆる中間的就労）を推進しています。就労自立や日課の確立など目指すところは違えども、作業訓練や寮内清掃作業への参加率38.6%、外部就労達成者数1.6%、ハローワーク引率等の就労支援件数2件でした。

【地域における公益的な取り組み】

施設として受け入れる就労訓練事業の受け入れ、社協や地域の方への施設スペースや備品の貸し出し、施設周辺の地域の清掃や地域のお祭りへの出店、総合福祉相談の受付などを行いました。

さらに、地域で開催される、調整会議等への参加回数は8件でした。

・就労訓練事業の受け入れ件数	8件
・施設スペース貸し出し件数	25件
・地域の清掃回数	40回
・お祭りへの出店回数	2回
・総合福祉相談件数	9件
・	

危機管理対策年間報告

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練（通常訓練）	消防設備取扱説明・消防計画（消防署届出）
5月	防災訓練（消火器・119番通報訓練）	
6月	自然災害防災訓練（地震）	
7月	夜間想定避難訓練	
8月	防災訓練（通常訓練）	消防設備点検（有資格者）
9月	自然災害防災訓練（地震）	大阪880万人訓練
10月	防災訓練（通常訓練）	千里祭
11月	防犯訓練（通常訓練）	秋季全国火災予防運動
12月	防災訓練（通常訓練）	救命講習（AED） 年末年始災害防止特別警戒
1月	夜間想定避難訓練	年末年始災害防止特別警戒
2月	夜間想定避難訓練	消防設備点検（消防署届出）
3月	自然災害防災訓練（地震）	春季全国火災予防運動
定例		防災会議・消防設備自主点検（毎月1回）

健康維持管理年間報告

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	創立記念日・屋外食(観桜会) 昭和の日	食事について	長期通院者への生活指導
5月	端午の節句・憲法記念日	残菜・嗜好調査	春季健康診断・肥満度チェック
6月	虫歯予防デー	食中毒予防	健診結果報告指導・歯磨き指導
7月	七夕・土用の丑	食中毒予防	食中毒予防
8月	お盆	残菜・嗜好調査	夏季疾病対策
9月	防災の日・敬老の日 秋分の日・お月見	生活習慣病指導	生活習慣病指導
10月	千里祭・体育の日	食事について	秋季健康診断
11月	文化の日・勤労感謝の日	残菜・嗜好調査	健診結果報告指導・
12月	クリスマス・イヴ・冬至・餅つき 天皇誕生日・年越し	食中毒予防	インフルエンザ予防接種 年末体調確認・大掃除
1月	おせち・七草粥・小正月	生活習慣病指導	冬季疾病（感染症）予防
2月	節分・建国記念日・バレンタイン	残菜・嗜好調査	冬季疾病（感染症）予防
3月	ひなまつり・屋外食(観梅会) 春分の日	生活習慣病指導	生活習慣病指導
定例	バレンタイン・選択メニュー（各6回/年） 鍋料理（冬期12月～3月） ティータイム（週3回）	給食懇談会	嘱託医健康相談・血圧体重測定 保健衛生懇談会

施設内研修報告

	内 容	参加職種
4月	行事に関する新たな取組について (16名)	全職員
5月	事故防止対策について (14名)	全職員
6月	個別支援計画について (14名)	生活支援員
7月	通所事業について (11名)	全職種
8月	食中毒について (11名) 災害ボランティアについて (11名)	全職員
9月	労働安全衛生について (12名)	全職員
10月	生活向上委員会の取り組み (15名) 心理判定について	全職員
11月	メンタルヘルスについて (12名)	全職種
12月	地域公益的な取組について (14名) 救命講習 (AED使用) (8名)	全職員 生活支援員
1月	居住支援事業について (11名)	全職種
2月	就労準備支援事業について (10名) 腰痛予防について (10名)	全職員
3月	就労訓練事業の成果と今後の課題 (13名) プリセプター制度について (13名)	全職員

公益的な取り組み報告

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談窓口 ・就労訓練の受け入れ (8名) ・体験入所 ・一時生活支援事業における福祉サービス (4名) ・こども110番 ・おおさかしあわせネットワークへの参画 ・無料又は低額での宿泊提供 ・介護等体験や福祉実習の受け入れ (24名) ・ボランティア受入 (190名) ・AEDマップ公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・千里祭 ・地域清掃 ・地区夏祭りへの模擬店出店 ・地域連絡協議会 ・農業体験会・地区福祉施設連絡会への参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サークルや地区社会福祉協議会へホールや備品の貸出 ・福祉避難所指定 ・施設見学受入 (127名)

平成30年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業報告

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

生活保護法及び、当法人の理念と基本方針、当施設の平成30年度事業計画に沿い、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を行い、必要なサービスにつなぐことを目的に取り組みました。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）9名（内、1名マイスター認定あり）を配置しています。全てが兼任職員となりますが、日々対応出来るように体制を整えました。

3. 経済的援助

今年度の援助件数は0件でした。

市内でも施設近隣には援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定します。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加しました。

※今年度参加研修一覧

- | | |
|---------------------------|----|
| ① C S W養成研修会 | 1名 |
| ② C S Wマイスター研修 | 1名 |
| ③ C S W・スマイルサポーター連絡会（吹田市） | 8名 |

平成30年度 生活困窮者就労訓練事業 事業報告 (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

生活困窮者自立支援法に基づいた、平成30年度事業計画に沿い、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けた訓練計画を作成し実施しました。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者としました。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように下記の支援の内容を行いました。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④ 以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。
 - ・平成30年度就労訓練事業から一般就労に結びついた件数 4件（男性4件 女性0件）

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇用型、非雇用型）に応じた施設内作業を分割して行いました。

【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業、グリーンカーテン栽培など

【定員】

6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇用型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇用型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施しました。

5-1 雇用型（最低賃金の確保）

雇用型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握しました。一例とし、障がい者手帳の申請を行った後に、障がい者雇用に結びつけることにより被保護者であった状態から完全脱却しました。

- ・平成30年度 実施人数 2件（男性2件 女性0件）

5-2 非雇用型（インセンティブによる賃金の支払い）

非雇用型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇用型に結びつくよう支援を実施しました。その中で、従来よりも夏場の日差しの緩和を目的としたグリーンカーテンの栽培や設営作業を増やすなどの業務分解を一層進めることに努めました。

- ・平成30年度 実施人数 5件（男性5件 女性0件）

平成30年度 救護施設千里寮就労準備支援事業報告

社会福祉法人みなと寮

1. 当年度事業計画関係

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者及び被保護者に対して、就労準備支援プログラムを作成し、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援することにより、生活困窮者及び生活保護受給者の就労及び自立の促進を図りました。

2. 就労準備支援事業の対象者

就労準備支援事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、吹田市内に居住し、事業の利用を申請した日において65歳未満の者である生活困窮者と生活保護受給者であること、また、吹田市生活困窮者自立相談支援センター担当者のアセスメントにおいて、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより将来的に就労が見込まれる者を対象者としました。

- ・平成30年度就労準備支援事業 開始人数 9件
(男性8件 女性1件)
- ・平成30年度就労準備支援事業就労体験 実施人数 3件
(男性3件 女性0件)
- ・平成30年度就労準備支援事業職場見学 実施人数 3件
(男性3件 女性0件)

3. 職員配置

千里寮支援専門員1.5名を配置しました。

4. 就労支援プログラムの作成

吹田市生活困窮者相談自立支援センターが作成した自立支援プランとは別に就労支援プログラムを作成して支援を実施しました。

- ① 生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する日常生活に関する助言と支援を行いました。
- ② 社会的能力の形成を促すため、あいさつの励行など、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学（社会福祉法人こぼと会・吹田市下水道局）、一般企業の工場見学（ダスキン・日清食品・キューピー・造幣局・ヤマト運輸）、古江台地域児童公園のボランティア清掃活動など、社会生活自立に関する支援を行いました。
- ③ 一般就労に向けた技法や知識の習得を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供（千里寮・特別養護老人ホームいのこの里）やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書作成の就労自立に関する支援を行いました。

- ・平成30年度就労準備支援事業から一般就労に結びついた件数 1件
(男性1件 女性0件)

5. 利用定員

15名

6. 実施方式

就労体験の実施については、千里寮及び社会福祉法人こぼと会の協力を得て3名実施しました。また、ケースワーカーの家庭訪問同行等を行いました。

7. 救護施設千里寮就労訓練事業との連携

毎月合同会議を実施し、日常生活・社会生活自立支援のノウハウ共有を進め、千里寮での就労体験を2名行いました。

平成 30 年度 住宅確保要配慮者等への居住支援事業 事業報告

1. 当年度事業計画関係

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅等）への円滑な入居を促進するための取組み等を実施しました。

2. 支援業務

①家賃債務保証業について

家賃債務保証業務を行う事が困難なため、家賃債務保証業者登録規定の登録を受けた家賃債務保証業者と構築した連携体制を活用しました。

②入居の促進に関する情報提供、相談その他援助について

生活福祉に関する相談窓口を設置し、入居に関する情報提供だけでなく要配慮者からのあらゆる相談に対応しました。

- ・平成 30 年度住宅確保要配慮者等への居住支援事業相談件数 39 件
(男性 24 件 女性 15 件)

住宅セーフティネットの構築を図ることを目的とし、吹田市、吹田市社会福祉協議会と行っている協議を進展させ、主体的に居住支援協議会を構築し、要配慮者が安心して住まいを確保出来るよう支援を行いました。

要配慮者の課題を踏まえ、必要な物件や居住支援サービスを見極め、不動産事業者へ同行し、物件探しや契約の支援を行いました。

- ・平成 30 年度住宅確保要配慮者等への居住支援事業相談後の支援回数 286 回
(男性 147 回 女性 139 回)
- ・平成 30 年度住宅確保要配慮者等への居住支援事業入居の実績件数 13 件
(男性 12 件 女性 1 件)

③賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助について

上記の相談窓口での対応に加えて、必要に応じて要配慮者の見守りや生活上の支援を行いました。要配慮者のアセスメントを行い、安定した生活が送れるよう必要な関係機関との連携強化を行い支援へと繋げました。また、要配慮者は社会的に孤立している可能性が高いため、特に緊急時の連絡体制の確保を行い、定期的な見守りを行いました。

- ・平成 30 年度住宅確保要配慮者等への居住支援事業入居後の見守り等の支援回数 232 回
(男性 157 回 女性 75 回)

④当法人が取り組む居住支援事業の認知度等一層の向上を図るため、営業力の強化及び多様な課題の克服。

居住支援法人はいかなる事業を行うのか、多様な要配慮者のニーズをどのように把握し居住支援法人の活動に繋げていくのか等々多様な課題が残っていますが、地元吹田市・吹田市社会福祉協議会・吹田市地域包括支援センター等との連携強化及び豊中市居住支援協議会と相互に情報等共有し、課題を学びあい、協働して活動しました。